

財 関 第 5 6 4 号  
平成 17 年 4 月 27 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木 村 幸 俊

### 関税法基本通達の一部改正等について

構造改革特別区域における保税蔵置場の許可に係る場所的要件の特例について（平成 15 年 8 月 22 日財関第 886 号。以下「特区通達」という。）による保税蔵置場の場所的要件の特例について、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）4.(2) により全国展開することとなったため、下記のとおり関税法基本通達の一部改正等を行い、平成 17 年 5 月 2 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、この通達の実施の際現に特区通達により関税法基本通達 43 - 1 の(2)の特例により場所的要件を充足するものとして取り扱われている保税蔵置場については、改正後の関税法基本通達 43 - 1 の(2)のロにより場所的要件を充足する保税蔵置場とみなす。

また、この通達の実施に伴い、特区通達は廃止する。

### 記

関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

43 - 1 の(2)のイ中「おおむね 25 キロメートル以内の場所にあり、かつ、取締上及び通関等税関手続上、税関長が特に問題がないと判断した施設。」を「25 キロメートル以内の場所にある施設」に改め、同項の(2)のロ中「上記イ」を「上記イ及びロ」に、「認める施設。」を「認めるもの」に改め、同項の(2)中ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が 25 キロメートルを超えおおむね 100 キロメートル以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの